

一般社団法人鳥取県猟友会長 様

鳥取県生活環境部自然共生社会局自然共生課長
(公 印 省 略)

豚熱感染野生イノシシの確認に伴う注意喚起について (依頼)

日頃から本県の鳥獣保護管理行政に御理解と御協力をいただきありがとうございます。

この度、令和6年5月31日に日南町で捕獲された野生イノシシから、豚熱の感染が県西部で初めて確認されました。

これまでも豚熱に係る感染拡大防止対策に御協力いただいていたところですが、捕獲場所の半径10km圏内(以下、「感染確認区域」という。)を中心に、より一層のウイルス拡散防止対策が重要になります。

ついては、貴会の会員に対し、捕獲等に従事する際に、下記1のとおり防疫措置を徹底し、豚熱ウイルスの拡散防止に御協力いただくよう周知をお願いします。

また、死亡した野生イノシシを確認した際は、豚熱検査等を行う可能性があることから、速やかに下記2の連絡先に連絡することも併せて周知をお願いします。

(担当：自然共生課 自然環境保全担当 織奥 0857-26-7979)

記

1 感染確認区域等における防疫措置

- (1) 感染確認区域内で捕獲した野生イノシシの死体及びその肉、内臓、血液等は、感染確認区域外に持ち出さないこと。
- (2) 感染確認区域内で捕獲した野生イノシシの肉の利用については、原則として自家消費のみとし、市場流通や他人への譲渡は行わないこと。
- (3) 捕獲した野生イノシシの死体の埋却等の適切な処理・消毒を実施すること。
- (4) 狩猟後、大きく移動する際に、使用した靴、衣類、車両等については、消毒等すること。また、作業終了後に手指の消毒を実施すること。
- (5) 当面の間、養豚場等への立入りを控えること

※ (3) ~ (5) については、感染確認区域外においても御協力いただくようお願いします。

2 死亡イノシシ発見時の連絡先

各市町村窓口

鳥取県畜産振興局家畜防疫課 電話 0857-26-7286

(夜間休日 090-8061-9109)

3 参考

○自然共生課ホームページ (<https://www.pref.tottori.lg.jp/item/1316782.htm#itemid1316782>)

○家畜防疫課ホームページ (<https://www.pref.tottori.lg.jp/279746.htm>)

第202400067968号
令和6年6月5日

鳥取県森林組合連合会代表理事会長 様
各森林組合代表理事組合長 様

鳥取県生活環境部自然共生社会局自然共生課長
(公 印 省 略)

豚熱感染野生イノシシの確認に伴う注意喚起について (依頼)

日頃から本県の鳥獣保護管理行政に御理解と御協力をいただき、ありがとうございます。

この度、令和6年5月31日に日南町で捕獲された野生イノシシから、豚熱の感染が県西部で初めて確認されました。

これまでも豚熱に係る感染拡大防止対策に御協力いただいていたところですが、捕獲場所の半径10km圏内(以下、「感染確認区域」という。)を中心に、より一層のウイルス拡散防止対策が重要になります。

ついては、貴職員に対し、山林内で作業を行う際に下記1のとおり防疫措置を徹底し、豚熱ウイルスの拡散防止に御協力いただくよう周知をお願いします。

また、死亡した野生イノシシを確認した際は、豚熱検査等を行う可能性があることから、速やかに下記2の連絡先に連絡することも併せて周知をお願いします。

(担当：自然共生課 自然環境保全担当 織奥 0857-26-7979)

記

1 感染確認区域等における防疫措置

- (1) ウイルスは土にも含まれている可能性があるため、靴についた泥は山で落とすこと。
- (2) イノシシを引き寄せないよう飲食物は捨てずに持ち帰ること。
- (3) 山から下りたら養豚場等に近寄らないこと。

※感染確認区域外においても御協力をお願いします。

2 死亡イノシシ発見時の連絡先

各市町村窓口

鳥取県畜産振興局家畜防疫課 電話 0857-26-7286

(夜間休日 090-8061-9109)

3 参考

○自然共生課ホームページ (<https://www.pref.tottori.lg.jp/item/1316782.htm#itemid1316782>)

○家畜防疫課ホームページ (<https://www.pref.tottori.lg.jp/279746.htm>)